

「地方環境局後援等の承認取扱要領」の運用について

令和8年7月1日

北海道環境局長

東北環境局長

福島環境局長

関東環境局長

中部環境局長

近畿環境局長

中国四国環境局長

九州環境局長

「地方環境局後援等の承認取扱要領」（以下「取扱要領」という。）を次のように運用することとする。

1 主催者について

（１）取扱要領２（１）ウの「国際機関等」は、以下のものを指すものとする。

ア 国際連合の主要機関、補助機関及び専門機関

イ その他の国際機関であって日本国政府が加盟しているもの

ウ 国際条約・協定であって日本国政府が批准又は加入しているものの事務局

エ 日本国政府又は環境省の加盟している国際ＮＧＯ

（２）外国の団体等が外国で開催する行事で、主催者が次の各号のいずれかに該当するものについては、取扱要領２（１）カに該当するものとする。

ア 開催地国の政府又は公的な国際機関

イ 開催地国の政府系機関又は地方公共団体であって、当該行事について開催地国政府から後援等明示的な支持を得ているもの

ウ 公益的活動を行っていることが広く知られている外国の公益団体、報道機関等であって、開催地国政府から後援等明示的な支持を得ているもの

（３）取扱要領２（１）アからカまで以外の者を主催者とする行事等であって、主催者が次の各号のいずれにも該当するものについては、取扱要領２（１）キに該当するものとする。

ア 政治活動又は宗教活動に利用する意図を持たないことが明確であること。

イ 行事等を実施等するに足る組織体制があること。

ウ 次のいずれかに該当すること。

（ア）一般国民が参加可能な行事を実施した実績又は一般国民が鑑賞、閲覧可能な映画、図書等を制作等した実績など、承認申請に係る行事等を実施等する能力があると認められること。

（イ）他省庁又は都道府県（政令指定都市を含む。以下同じ。）の後援等を得て

いる行事等を実施等した実績があること。

(ウ) 取扱要領 2 (1) アからキに該当する他の主催者とともに承認申請に係る行事等を実施等する能力があると認められること。

2 事務処理手続について

(1) 1 (2) に掲げる外国の団体等が外国で開催する行事であって、主催者が取扱要領 3 (1) の申請を行うことが困難と認められるものについては、以下の各号のすべてを満たす者が申請者となることができるものとする。

ア 我が国の行政機関若しくは地方公共団体、国内法に基づく公益法人、報道機関又はこれらに準ずると認められる者。

イ 当該行事について協賛又は協力等の地位にあつて主催者と一体になって運営に関与している者。

ウ 当該行事の遂行にあたり、我が国内で必要な事務処理を遂行することが一般的に明らかとなっている者であつて、当該行事に関する当省主管部局の監督指導に対する対応、結果報告書の提出等について責任を持つ旨誓約した者。

(2) 取扱要領 2 (2) エについては、参加対象（予定者数等が百人未満ではないこと。）及び活動等が都道府県若しくは複数の市町村の規模で行われる行事等に該当する場合に対象（地方環境局長が特に地域性が高い行事等に該当すると判断する場合を除く。）とするものとする。

(3) (2) 以外の行事であっても、次の各号のいずれかに該当し、且つ、主催者側が地方環境局の後援等の名義使用を希望する行事等については、地方環境局長が妥当と判断する場合には、対象とすることができる。

ア (2) にいう規模未満の行事等であっても、都道府県の後援を得ている行事等。

イ アに該当しない小規模な行事等であっても、他省庁（地方支分部局を含む）の後援を得ている行事等

(4) 取扱要領 3 (1) ア (エ) の環境配慮計画は以下の URL（イベントにおける環境配慮ガイドライン）を参考に計画すること。

（参照 URL）

http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/pre/guide_201909.pdf